

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例		
条 例 番 号	昭和 39 年神奈川県条例第 68 号	法 規 集	第 14 編第 4 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	教育委員会教育局行政課		
条 例 の 概 要	神奈川県が設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の名称及び位置について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項に基づき、県立高等学校等の名称及び位置を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	県立学校を設置し、学校教育の機会を提供しており、有効に機能している。	〔県立高等学校数〕 平成 20 年 147 校 平成 19 年 152 校 平成 18 年 152 校 〔県立特別支援学校数〕 平成 20 年 24 校 平成 19 年 24 校 平成 18 年 23 校
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	学校教育を推進する場として、その機能が十分に発揮されるよう管理運営を行っている。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	「神奈川力構想・実施計画」の「主要施策」及び「戦略プロジェクト」において、県立学校の設置等を進めることとしており、県政の基本的な方針に適合している。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 新たな高等学校等の設置等に伴い、所要の改正を本年度行った。	特 記 事 項 県立学校の新設等に伴う改正は、適宜行う。
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)